

第2回 高圧ガス規格委員会・超臨界流体抽出装置及び  
超臨界流体クロマトグラフの運用基準検討分科会  
議事録

1. 日 時：平成 29 年 12 月 20 日(水) 16:00～17:50
2. 場 所：CIVI 研修センター秋葉原（電気街口） D401  
（東京都千代田区神田須田町 1-5-10 相鉄万世橋ビル）
3. 出席者：(敬称略・順不同)  
主 査：堀口  
委 員：笠井、馬場、岩田、岡本、長谷川、小竹、栗田  
共同規格者：小森（(一社)日本分析機器工業会（JAIMA））  
事務局：小山田、加藤、藤井、岸川、井口  
オブザーバー：郡（アジレント・テクノロジー）、藪、森村（以上、日本ウォーターズ）
4. 配付資料  
資料1 高圧ガス規格委員会 超臨界流体抽出装置及び超臨界流体クロマトグラフの運用基準検討分科会委員名簿  
資料2 第1回超臨界流体抽出装置及び超臨界流体クロマトグラフの運用基準検討分科会 議事録(案)  
資料3 高圧ガス保安協会 規格委員会規程  
資料4 第1回分科会での主な意見と対応（案）  
資料5 超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステムに関する基準の作成基本方針  
資料6 使用するカラムについて  
資料7 超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステムに関する基準（案）  
資料8 超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステムに関する基準（案）と解説  
参考資料1 高圧ガス保安協会 規格委員会規程 新旧対照表  
参考資料2 海外カラムメーカーのカラムに同梱する書類の記載内容確認  
参考資料3 平成 28 年度経済産業省委託 高圧ガス保安対策事業（高圧ガス保安技術基準作成・運用検討） (2)高圧ガス保安規制及び高圧ガスを利用した各種製品に関する法技術的課題の検討 報告書（抜粋）

## 5. 定足数報告等

### 5.1 定足数報告

事務局より定足数の報告があり、委員数 8 名に対し、出席 8 名で過半数以上の出席があることから、規格委員会規程第 14 条の定足数を満足しており、正式に開催する旨の説明があった。

### 5.2 主査挨拶及び副主査の指名

開会にあたり、本分科会主査 堀口委員から挨拶があった。

その後、規格委員会規程第 16 条第 6 項に基づき、堀口主査より笠井委員が副主査に指名された。

## 6. 議事概要

### 6.1 議事(1) 前回議事録の確認

資料 2 の議事録（案）について事務局から説明があった後、挙手による採決が行われ出席委員全員（8 名）の賛成により、正式な議事録として可決された。

### 6.2 議事(2) 規格委員会規程の改正について

資料 3 の規格委員会規程の改正について事務局から説明があった。

### 6.3 議事(3) 第 1 回分科会での主な意見と対応（案）について

資料 4 により事務局から第 1 回分科会での主な意見 3 件についてその対応（案）の説明があった。また、その対応（案）について、資料 5 により JAIMA から、資料 6 により事務局から説明があった。議論の後、資料 4 の対応（案）に基づいた基準（案）の検討を議事(4)で行うこととなった。

主な質疑応答は次のとおり。

#### 【6.3-1】

- ・第 1 回分科会の基準（案）では、装置製造者・販売業者が遵守する基準と装置使用者が遵守する基準があったが、今回の基準（案）では装置使用者が遵守する基準がなくなり、それを装置製造者・販売業者が運用のガイドラインとして作成することとなっている。メーカーの負担がかなり大きくなっているように見える。（委員）
- ・メーカーとしては、特に大きな負担とは考えていない。今までも、取扱い説明書等で安全に使用するためのことを記載しているため、ユーザーに対してより安全に使用していただくために運用のガイドラインを作成することはよいことと考えている。（委員）

#### 【6.3-2】

- ・資料 6 のカラムの最大（推奨）使用圧力が充填剤の充填圧力により決められているとはどういう意味か。（委員）
- ・カラム内の充填剤は、充填剤の種類により適切な充填圧力があり、カラムの製造時にはその圧力で充填剤を充填しているのが一般的である。そのため、充填圧力以上の圧力をかけると、充填状態が変化し、分離性能の悪化や寿命の短縮につながるため、メーカーが示す最大（推奨）使用圧力は、充填圧力以下で設定されていることが一般的である。（事務局）

### 6.4 議事(4) 基準（案）の検討について

資料 7 及び 8 の基準（案）について資料 4 の対応（案）を踏まえた修正箇所の説明があった。議論の後、資料 7 の基準（案）を高圧ガス規格委員会に上申することについて、挙手による採決が行われ、出席委員全員（8 名）の賛成により可決された。

主な質疑応答は次のとおり。

#### 【6.4-1】

- ・附属書 B の様式 3 について、高圧ガス保安法の申請書類と同じぐらい細かい内容である。法の適用除外となったことで、記載項目を減らせるようであれば、装置製造者・販売業者の負担軽減になると考

えられる。(委員)

- ・様式 3 については、高圧ガス保安法の申請書類で用いられているものをベースとし、不要と考えられる項目については削除している。基準の制定以降も、基準の定期的な見直しが求められるため、本基準を運用していただく中で、装置製造者・販売業者が作成する書類のさらなる適正化を引き続き検討していきたいと考えている。(事務局)

#### 6.5 議事(5) その他

- (1) 本日の分科会の議事録の承認の採決は、規格委員会規程第 19 条第 3 項の規定に基づき、書面により行うこととなった。
- (2) 今後のスケジュールについて事務局から説明があり、次回高圧ガス規格委員会で基準(案)を上申する旨の説明があった。
- (3) 事務局から、本基準の制定後に、装置及びカラムについて、本基準への適合に関しての認証制度を創設することを検討している旨の報告があった。

以上